

市 制 度 資 金 一 覧 (※市制度資金では、土地取得費は資金使途の対象外(新産業創出資金は対象)となります。また、プロパー資金等との借換も同様です。)

平成31年4月1日現在

資金名		融資対象(いずれの要件にも該当するもの)	資金の使いみち		融資限度額	期 間	利 率	返済方法	保証人等	備 考
一 般 資 金	運 転 資 金	▽市内に工場(店舗)又は、事業所を有し(市外に本店がある法人では支店登記していること)、市内で同一事業を継続して1年以上営んでいるもの ▽信用保証取扱業種(特定業種)を営む中小企業者 ▽市税を完納しているもの	○商品(材料)仕入資金 ○買掛金(支払手形)決済資金 ○その他直接事業に使用する資金		1,000万円	3年以内 5年以内 7年以内	1.8% 2.0% 2.2%	割賦元金均等償還 (据置6ヶ月以内)	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる	保証料補助あり (3分の2)
	設 備 資 金		○機械・設備の購入資金 ○店舗、工場、倉庫等の新築、増築、改築等資金 ○営業車両購入資金 (3、5、7ナンバーはタクシー業、ハイヤー業、レンタカー業等を除き対象外) ○従業員のための福祉施設資金 ○環境保全に要する施設・設備の購入資金 ○環境保全のための工場の新築、改築、移転資金		2,000万円 (所要額の80%以内)	3年以内 7年以内 10年以内	1.8% 2.2% 2.5%	割賦元金均等償還 (据置6ヶ月以内)		※以下全資金共通 年度内に融資実行となったものが補助対象となります。
地 域 経 済 活 性 化 資 金	売上減少要件 粗利減少要件 5号要件	▽上記一般資金融資対象者 ▽最近3か月間の売上高の合計が前年又は前々年同期の売上高の合計に比較して3%以上減少し、経営不安が生じているもの	○経営不安を防止するための資金		1,000万円	3年以内 5年以内 7年以内	1.6% 1.8% 2.0%	割賦元金均等償還 (据置1年以内)	○信用保証協会の保証を付する。	設備資金は既に設置、購入した設備は対象としません。また、市内設置の設備に限ります。
		▽上記一般資金融資対象者 ▽最近3か月間の月平均粗利益が前年又は前々年同期の月平均粗利益に比較して3%以上減少し、経営不安が生じているもの								
		▽上記一般資金融資対象者 ▽国の指定する不況業種に属し、売上高等が減少している中小企業者で、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けたもの								
独 立 創 業 資 金	独立開業資金	▽個人においては市内に住民登録を有する者、法人においては市内に本店又は支店、法人登録及び代表者の住民登録を有する者で市税を完納し、下記のいずれかに該当するもの ①市内で新たに開業するもの ②特許権や法律に基づく資格を生かして市内で新たに事業を開始するもの ③①又は②の条件を満たし、市内で新たに事業を開始して1年未満のもの ☆個人法人ともに女性が代表者である場合、金利優遇対象	運 転 資 金		500万円 (設備資金については所要額の80%以内)	5年以内	1.6%	割賦元金均等償還 (据置6ヶ月以内)	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる	保証料補助あり (全額)
		▽上記一般資金融資対象者 ▽事業転換又は新分野へ進出しようとするもの 又は、進出してから1年未満のもの	設 備 資 金							1,000万円 (所要額の80%以内)
新 製 品 開 発 促 進 資 金	新製品開発促進資金	▽上記一般資金融資対象者で下記のいずれかに該当するもの ①新技術・新製品の研究開発及び事業化を行おうとするもの ②異業種グループで新製品等の研究開発等を行おうとするもの	○新技術・新製品の研究開発及び事業化のための資金	運 転 資 金	1,000万円	3年以内 5年以内	1.6% 1.8%	割賦元金均等償還 (据置6ヶ月以内)	○信用保証協会の保証を付する。	保証料補助あり (3分の2)
			○異業種グループの新製品等の研究開発等事業を行うための資金	設 備 資 金						
小 規 模 事 業 資 金	小規模事業資金	▽上記一般資金融資対象者 ▽常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業においては5人以下)のもの ▽当資金の新規融資額と信用保証協会の保証付き借入残高の合計が2,000万円以内となるもの ☆インバウンド(外国人観光客)対策を行おうとする場合、金利優遇対(インバウンド対策の運転資金はインバウンド対策の設備資金と同時に申し込むものに限る)	運 転 資 金		400万円	3年以内 5年以内	1.6% 1.8%	割賦元金均等償還 (据置6ヶ月以内) または、一括償還 (金融機関及び保証協会の定めるところによる)	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる	保証料補助あり (全額)
			設 備 資 金							
新 産 業 創 出 資 金	新産業創出資金	▽市内外のもので、下記の要件をすべて満たすもの ①市が定める新産業創出(成長分野)事業を営む又は営もうとするもの ②市内に設備の設置を行うもの ③新規雇用人員が複数人となるもの ④市内に住民登録又は法人登録をするもの ⑤居住地の税を完納しているもの	○土地の購入資金(土地取得後3年以内に創業を開始するものに限る。)	運 転 資 金 (設備資金と同時に申し込むものに限る)	1億円	5年以内 10年以内 15年以内	1.6% 1.9% 2.1%	割賦元金均等償還 (据置1年以内)	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる	保証料補助あり (3分の2)
			○工場等の建築資金 ○機械等の購入資金(更新は対象外) ○その他新産業創出(成長分野)事業に要する付帯施設及び設備等の設置資金	設 備 資 金						
経 営 安 定 化 借 換 資 金	経営安定化借換資金	▽上記一般資金融資対象者で下記の要件をすべて満たすもの ①経営の改善及び安定が期待できること ②借換元の資金の借入残高が3分の2以内に減少していること ③借換元の資金使途が運転で、返済に延滞がないこと	○既に借入している本市の保証付き資金を借り換えるための運転資金 ※複数の市制度資金の借入があり、その内1つの資金の借入残高が3分の2以内に減少している場合は、他の資金を合算して借換をすることができます。(責任共有制度対象資金(80%保証)から責任共有制度対象外資金(100%保証)への借換は不可)		2,000万円	7年以内	2.3%	割賦元金均等償還 または割賦元金不均等償還 (それぞれ据置1年以内) ※ただし、割賦元金不均等償還については金融機関及び保証協会の定めるところによる	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる	保証料補助あり (2分の1)
			【既存債務借換型】 借換え元の資金の借入残高が上限 【既存新規一本型】 借換え後の資金の月々返済額が、借換え元の資金の月々返済額を超えない額が上限							
NEW!!	特別短期資金 (1年間限定)	▽上記一般資金融資対象者 ▽常時雇用する従業員が20人以下(商業・サービス業においては5人以下)のもの	運 転 資 金		200万円	1年以内	1.4% ☆当該資金を初めて利用する場合は支払利子全額補助	割賦元金均等償還 (据置6ヶ月以内) または、一括償還 (金融機関及び保証協会の定めるところによる)	○信用保証協会の保証を付する。	保証料補助あり (全額)

○事業承継計画を実行する中小企業者等への貸付利率を0.2%引き下げます。(全資金対象)
○「えるぼし」認定企業・「くるみん」認定企業への貸付利率を0.2%~0.4%引き下げます。(全資金対象)